

**平成27年度第1回
「広島市青少年問題協議会」**

**広島市における青少年問題の
現状・課題と取組**

	【頁】
1 「少年サポートセンターひろしま」の設置・運営状況・・・・・・・・	1
2 「10(テン)オフ運動」の取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	8
3 いじめ問題への取組状況・・・・・・・・・・・・・・・・	14
4 ひきこもり支援対策・・・・・・・・・・・・・・・・	18

広島市教育委員会

1 「少年サポートセンターひろしま」の設置・運営状況

(1) 少年非行の現状・課題

○ 広島市域における刑法犯少年の状況

広島市域の刑法犯少年の検挙人数は、平成 22 年の 1,739 件が平成 26 年には 1,131 件になる等、減少傾向にある。

しかし、中学校を卒業後の高校等へ進学しない有職少年や無職少年の再非行率が高いことや非行の低年齢化など憂慮すべき課題に対応するためには、継続的な指導・支援、就学・就労サポート等の自立支援活動の充実が必要となっている。

【広島市の刑法犯少年の検挙人数（平成 26 年）】

1,131 人（中学生以下の占める割合：61.5%）

〔内訳：小学生 98 人、中学生 597 人、高校生 279 人、大学生・その他学生 35 人〕
有職少年・無職少年 122 人

【全国と広島市の少年非行の状況（平成 26 年）】

（単位：人）

区 分	広島市	全国
少年(10～19歳)人口1,000人あたりに占める刑法犯非行少年の人口比	10.0	5.2
刑法犯少年の再非行者率	35.5	30.8

【広島市の刑法犯少年の再非行者数（平成 26 年）】

401 人（中学生以下の占める割合：56.9%）

〔内訳：小学生 12 人、中学生 216 人、高校生 92 人、大学生・その他学生 3 人〕
有職少年・無職少年 78 人

○ 広島市域を活動拠点とする暴走族

暴走族は、関係機関が連携した官民一体となった取組により、平成 27 年 6 月以降は確認されていないが、危険性の高い非行少年グループ等が暴走族の予備的存在になっているとともに、暴走志向を有する者（組織には属さず、ソーシャル・ネットワーキング・サービスを使って参集し、暴走行為を繰り返す者）の台頭など、暴走族の再編成や新規結成について予断を許さぬ状況である。

○ 広島市立中学校における暴力行為の発生件数

暴力行為の発生件数は、広島市では平成 22 年度の 589 件をピークに平成 26 年度は 367 件と減少傾向にある。しかしながら、依然として中学生 1,000 人あたりの発生件数が全国平均の約 1.2 倍と高い状況にある。

今後は、スクールサポーター等の派遣による効果が高いことを鑑みて、集中的に対策を進める必要がある。

【1,000 人あたりの発生件数（平成 26 年度）】

全国 10.7 件、広島県 12.0 件、広島市 12.6 件

(2) 少年非行問題への取組状況

「少年サポートセンターひろしま」の設置・運営 [別紙1(4頁)]

ア 体制

「少年サポートセンターひろしま」は、非行防止対策を総合的かつ効果的に推進するため、全国で初めて市庁舎の一部に市教委職員と県警職員とが常駐し、ワンストップで非行防止から立ち直りまでの一貫した支援を行う活動拠点として、平成27年4月1日に設置した。

- 市教委（教育委員会青少年育成部育成課非行防止・自立支援担当）
課長、担当職員4人、青少年育成指導員1人、自立支援相談員7人 計13人
- 県警（県警本部生活安全部少年対策課）
警察官2人、少年育成官6人 計8人

イ 活動内容と運用状況（平成27年4月から12月末まで）

① 少年相談

- ・ 市教委取扱い（青少年問題に関わる相談） 66件
- ・ 県警取扱い（犯罪に関わる相談） 71件 合計137件

② 居場所づくり [別紙2(5頁)]

「少年サポートルーム」事業 36日実施

参加少年289人、ボランティア149人（延べ人数）

体験活動：20回実施 参加少年194人（延べ人数）

学習支援活動：21回実施 参加少年101人（延べ人数）

※ 体験と学習支援の両活動を同日に実施している日があり、実施回数の合計と実施日数は一致しない。（参加少年の人数についても同様）

③ 立ち直り支援

- ・ 就学支援 30回
- ・ セミナーの開催

特定の問題に関わりのある少年と保護者を集め、その問題に特化したセミナーを開催することで、再非行や再被害の防止を図った。

10月17日開催：思春期セミナー「女性ドクターから学ぶ女の子の性の現実」

12月19日開催：喫煙防止セミナー「タバコの害」

④ 生徒指導上の課題を抱える中学校等への支援

市教委の自立支援相談員4人を2人ずつのチームとして中学校等へ派遣

派遣回数 226回

⑤ 街頭補導活動

- ・ 市教委職員と県警職員による合同街頭補導活動 28回
- ・ フラワーフェスティバル、ゆかたできん祭、えべっさんにおける街頭補導活動

ウ 成果

① 日常的な情報共有による成果

市教委と県警の職員間での日常的な情報共有が図られ、迅速・的確に連携することが可能となった。

例えば、小学校の事例で、学校からの相談を受け、市教委の自立支援相談員を学校に派遣し学校と連携して対応すると同時に、県警の職員が当該児童への面接を実施し、学習支援を開始するなどにより、児童の生活態度が改善している。

② 「少年サポートルーム」事業の実施による成果

当事業に参加した少年が、大学生ボランティア等と一緒に各種体験活動や学習活動を行うことを通して、「働くことの大切さ」を学んだり、「人の温かさ」を感じたり、勉強に意欲を持つようになったりするなど、立ち直りのきざしが表れている。

エ 今後の課題と対応 [別紙3(6頁)]

① 課題

遠隔地に居住しているため、「少年サポートルーム」事業に参加が困難な少年への対応が必要である。

② 対応

地域に出向いての「少年サポートルーム」事業の実施を検討します。なお、地域での実施にあたっては、青少年健全育成連絡協議会や保護司会等、地域の諸団体と、事業の目的・内容や参加する少年に関する情報を共有するなど、連携を図っていきたいと考えている。

[中国新聞：平成27年3月28日(土)]

センターの相談室を視察する県警と市教委の幹部



県警と広島市は4月1日、「少年サポートセンターひろしま」を中区の市役所北庁舎別館1階に開設する。青少年の非行防止や立ち直りを支援する。午前10時から午後5時に開き、市教委育成課の13人と県警少年対策課の2人、県の少年育成官5人の計20人が常駐。少年や保護者から非行やいじめに関するさまざまな相談にセンター内や電話で応じ、

非行防止の拠点開設へ

県警・広島市 学習や就職支援も

学習や就職の支援もする。これらのため五つのスペースを備える。市教委育成課などによると、2014年に刑法犯で摘発された市内の未成年者のうち35.5%が以前にも摘発された経験があり、再非行率は増加傾向にあるという。センターを通じて、警察と行政の情報共有を進め、非行防止へ素早い対応につなげる狙いがある。

27日、県警と市が協定書を交わし、センターを視察した。県警の宮園司史本部長は「多くの少年が笑顔になれるよう全力を尽くす」と話した。センター相談電話は082(24)7867。4月1日から。(菊本孟)

多くの少年が笑顔になれるよう全力を尽くす」と話した。センター相談電話は082(24)7867。4月1日から。(菊本孟)

サポートセンターの 主な活動

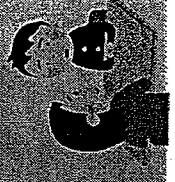
居場所づくり 立ち回り支援

被害された少年や犯罪の被害を受けた少年及びその保護者に対して、ボランティアや関係機関等と連携し、各種体験活動を行う居場所づくりや少年の立ち回りに向けた支援に取り組めます。

- 少年サポートチーム（体験活動）
- 学習支援 ●就学・就労支援

少年相談

電話や面接等により、非行、友人関係、親子関係、学校問題、犯罪被害など、少年に関する相談を受け関係機関と連携した対応を行うなど、問題の解決策をいっしょに見つけていきます。



学校支援制度

問題を抱える学校にスクールサポート等を送出し、少年の非行防止や学校支援に取り組めます。



街頭補導

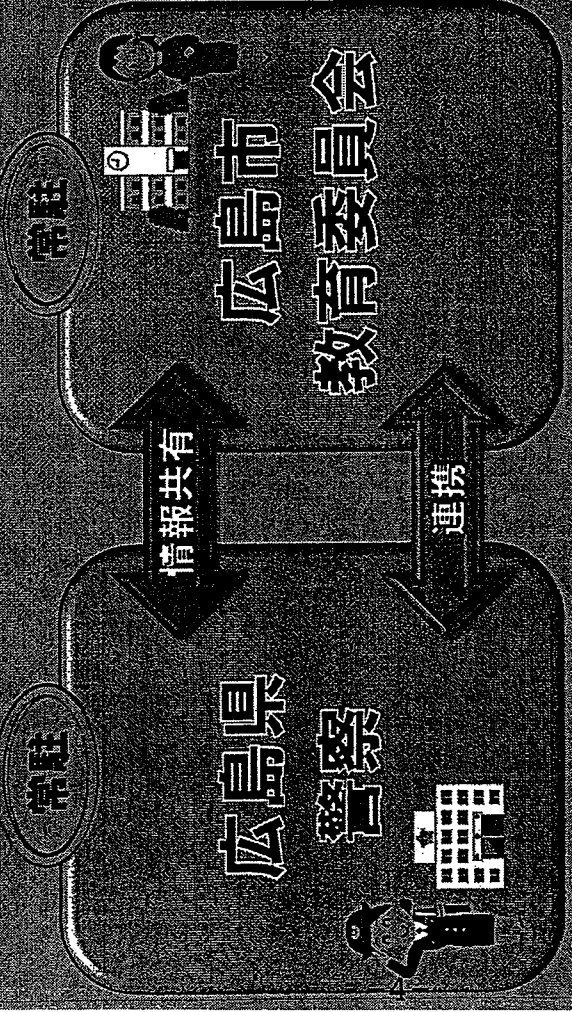
少年たちが集まりやすい場所を巡回し、喫煙、飲酒、夜遊びをしている少年に声をかけ、指導を行います。



広報・啓発活動など


少年サポートセンターひるしま

（広島市役所北庁舎別館内）



県警と市が連携して非行防止から立ち回りまでの一貫した支援をワンストップで実施します。

地域・関係機関と連携し、少年たちの健全育成に取り組めます

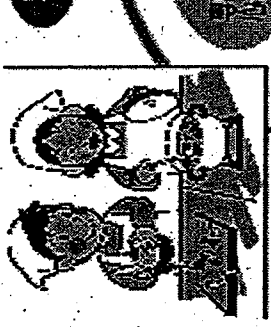
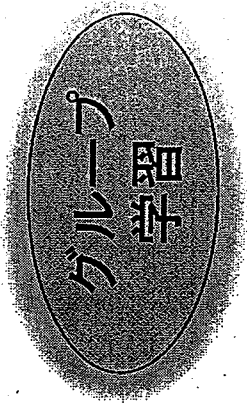
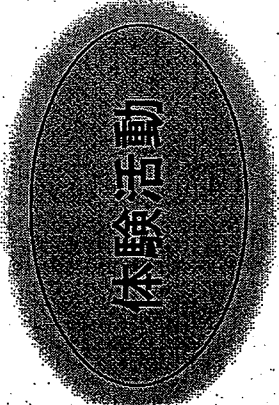


サポートルームについて

非行などの問題を抱えた少年や被害を受けた少年の立ち直りを支援する場所

立ち直り支援が必要な少年に対し、さまざまな体験や学習を警察職員や少年警察ボランティア、大学生ボランティアなどと一緒に行うことで、コミュニケーションを学び、ルールを守る社会の一員として成長を促す。

保護者の参加も促し、体験活動など子どもと一緒に、保護者の意識の涵養を図る。



選定・実行少年等グループ、不品行少年等の調査

グループ支援

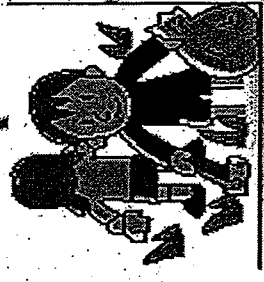
児童、非行少年グループなどに所属する少年、保護者の風化や親子関係の修復を図る

個別支援

専門知識の活用による困窮、心理的ケアなどを支援

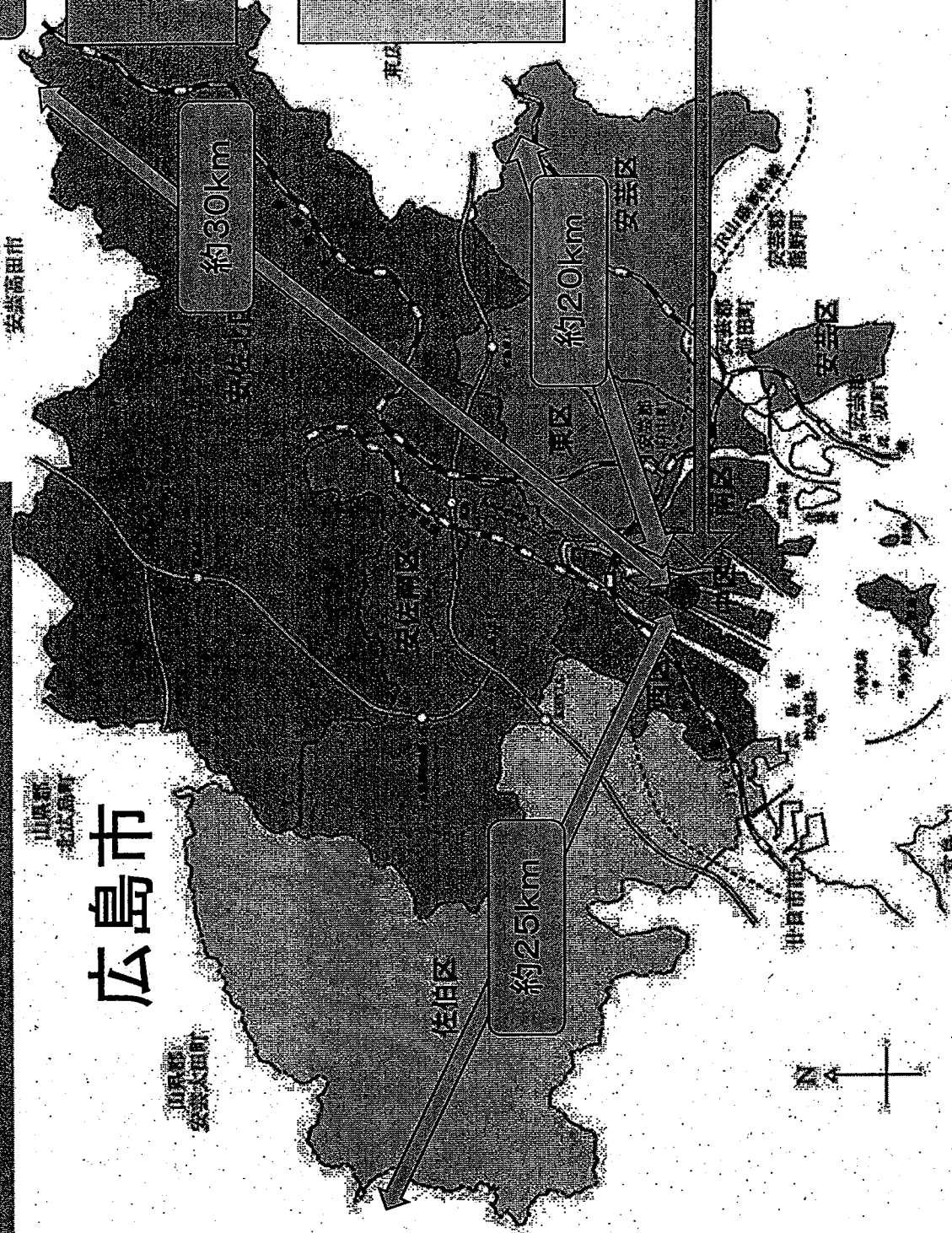
居場所づくり 学習支援等

少年警察ボランティア、関係機関等



【居場所作り・立ち直り支援事業】

広島市



遠隔地への展開

遠隔地からでは
学校終了後の参加が困難

遠隔地において、是非
サポートルームの実施を
議会からも要望

広島市役所
北庁舎別館

地域の子どもは 地域で守り 育てる

家庭へしつけ
学校へ学び
地域へ育てる

広島市全域に
サポートルームを
少年への支援を
1人でも多く行うため
今後とも御指導・御支援を
お願い致します。

各地区の人材を活用した立ち直り支援

少年が
ひろしま

サポートルーム
の地域展開

居場所作り・立ち直り
支援としての「サポー
トルーム」への支援

・ボランティアとして
・講師として

地域団体・機関
との連携

2 「10(テン)オフ運動」の取組状況

(1) 青少年と電子メディアの現状・課題

近年、スマートフォンを始めとする新たなインターネット接続機器の急速な普及に伴いインターネット利用が急増するなど、青少年を取り巻く電子メディア環境は急変している。

こうした中、有害情報の氾濫やインターネット上のいじめを始め、電子メディアを通じて青少年が犯罪・トラブルに巻き込まれる事案の発生や過度のインターネット依存による生活習慣の乱れ等が社会問題となるなど、青少年と電子メディアとの健全な関係づくりが急務となっている。

【広島市が実施した携帯電話の利用状況等に関するアンケート調査結果】

〔広島市立学校：平成26年度〕

○ 携帯電話等の所持率

小学生：41.8%、中学生：45.1%、高校生：93.1%

○ うち、スマートフォンの占める割合

小学生：20.8% (1.7%)、中学生：63.0% (4.8%)、高校生：84.4% (12.0%)

※ () 内は、平成23年度の同アンケート調査結果であり、スマートフォンが短期間で急激に普及していることがわかる。

○ 平日の携帯電話・スマートフォンでのインターネット使用時間（1日平均）

小学生：30分未満が最多で42.2%、次いで使用していないが21.6%

中学生：1時間以上2時間未満が最多で22.7%、次いで30分以上1時間未満が15.3%

高校生：1時間以上2時間未満が最多で26.5%、次いで2時間以上3時間未満が19.8%

○ 携帯電話・スマートフォンでのインターネット夜間使用の実態

小学生：9時までが最多で38.5%、次いで10時までが18.1%

中学生：10時までが最多で25.1%、次いで11時までが21.0%、12時までが17.0%

高校生：12時までが最多で32.5%、次いで11時までが22.3%、1時までが12.7%

(2) 青少年と電子メディアに関する取組状況〔別紙4(9頁)〕

- 「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」の制定（平成20年3月）及びフィルタリング基準の改正（平成25年8月）

【条例で定める取組の基本方針】

- (1) 電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。
- (2) 青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧又は視聴をさせないようにすること。
- (3) 青少年の電子メディアを適正に利用するために必要な知識及び能力を習得させるようにすること。

- ノー電子メディアデー推進事業の実施

- 青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

- 電子メディア・インストラクターの養成及び電子メディアに関する講習会の開催

- 「10(テン)オフ運動」の実施〔別紙5(10頁)〕

電子メディアと子どもたちとの健全な関係づくりの推進 (平成27年度)

平成20年(2008年)3月に「広島市青少年と電子メディアとの健全な関係づくりに関する条例」を制定し、3つの取組の基本方針に沿って事業を実施している。

基本方針

主な事業

実績

【1】

電子メディアに過度に依存する青少年を電子メディアから引き離すこと。

○10オフ運動の推進

全市立小・中学校、PTA等が一体となって、「夜9時以降はスマートフォン等による送信をしない。10時までには電源を切る」などの取組を展開する。

○ノー電子メディアデー推進事業

各家庭で電子メディアとの関わり方について考え、改善を図るための契機とすることを目的として、中学生以下の子どもがいる家庭を対象に電子メディアを利用しない日を作る取組を実施する。

○携帯電話の利用に関する保護者及び児童生徒アンケート調査の実施

【実施校】23校
小・中学校…各8校(区から各1校を抽出)
高等学校…7校

参加人数(家族数)

H17年度(2005年度)	55家族(モデル事業)
H18年度(2006年度)	8,440家族
H19年度(2007年度)	7,560家族
H20年度(2008年度)	10,165家族
H21年度(2009年度)	14,898家族
H22年度(2010年度)	19,123名
H23年度(2011年度)	20,119名
H24年度(2012年度)	18,034名
H25年度(2013年度)	17,435名
H26年度(2014年度)	16,263名

【2】

青少年に電子メディアを通じて有害情報の閲覧・視聴をさせないようにすること。

○青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録制度の実施

青少年が使用する携帯電話(スマートフォンを含む)を販売する際に、インターネット利用上の危険性やフィルタリングの設置等について、保護者や青少年に説明を行う販売店を「安心サポート宣言店」として登録し、当該販売店に登録証及びステッカーを交付する。

青少年への携帯電話販売・安心サポート宣言店登録店舗数

H27年4月15日現在 128店舗

電子メディア・インストラクター養成講座受講人数

H20年度(2008年度)	45名
H21年度(2009年度)	67名
H22年度(2010年度)	30名
H23年度(2011年度)	14名
H24年度(2012年度)	34名
H25年度(2013年度)	27名
H26年度(2014年度)	32名

【3】

青少年に電子メディアを適正に利用するために必要な知識・能力を習得させるようにすること。

○「電子メディア・インストラクター」の養成

インターネット上で子どもたちの見守り活動や電子メディアに関する講習会を実施できる、電子メディア・インストラクターを養成する。

(広島市電子メディア協議会へ委託)

○電子メディアに関する講習会の開催

保護者、地域住民及び児童生徒に対して、電子メディアに関する講習会を実施する。

(広島市電子メディア協議会へ委託)

○広報紙への掲載

10オフ運動の推進やインターネット依存への注意喚起等を行うため、広報紙「市民と市政」へ掲載する。

電子メディア・インストラクター認定者数

H20年度(2008年度)	合計 11名
H21年度(2009年度)	合計 24名
H22年度(2010年度)	合計 51名
H23年度(2011年度)	合計 63名
H24年度(2012年度)	合計 96名
H25年度(2013年度)	合計 121名
H26年度(2014年度)	合計 151名

「ケータイ出前講座(電子メディアに関する講習会)」実施回数、参加人数

H21年度(2009年度)	30回	2,532名
H22年度(2010年度)	48回	3,285名
H23年度(2011年度)	48回	9,092名
H24年度(2012年度)	33回	5,885名
H25年度(2013年度)	92回	13,208名
H26年度(2014年度)	77回	10,227名

「10(テン)オフ運動」の取組について

1 経緯

子どもたちがSNSのやりとりの中で様々な悩みを抱えている実態を踏まえて、平成26年9月に安佐南区校長会がスマートフォン等の夜間使用制限の取組を始められ、同年11月には、広島市PTA協議会でも「10オフ運動」の取組を始められる中で、教育委員会では全市で効果的に携帯電話・スマートフォン等の夜間使用を制限し、規則正しい生活習慣の定着を図る取組を展開していくため、12月に小学校長会、中学校長会、広島市PTA協議会、広島市電子メディア協議会、教育委員会を構成団体とする「広島市電子メディアと子どもたちに関する関係者会議」を設置し、一体となって、「10オフ運動」の取組を展開していくこととした。

2 目的

全市立小・中学校、PTA、電子メディア協議会、教育委員会が一体となって、「10オフ運動」(携帯電話・スマートフォン等の適切な使用を促進する取組)を展開することにより、SNS等でのメッセージのやり取りを止められない児童生徒の悩みを解決するとともに、規則正しい生活習慣の定着を図る。

3 取組

(1) 10オフ運動【チラシ：別紙6(11頁)】

① 取組内容

- ・ 午後9時以降は携帯電話・スマートフォン等による送信をしない。
- ・ 遅くとも10時までには電源を切る。
- ・ 家庭で話し合って携帯電話・スマートフォン等の使用に関するルールをつくる。

② 対象機器

携帯電話、スマートフォンの他、ゲーム機やタブレット端末など、メール等が送受信できる機器も含む。

③ 取組期間

平成27年2月17日～平成28年3月31日

(2) 10オフ運動強化週間

① 取組内容

市立小・中学校が一斉に年間2回、「10オフ運動」の強化週間を設け、次の取組を実施した。

- ・ 強化週間啓発チラシを作成し、全市立小・中学校の児童生徒に配付【別紙7(12頁)】
- ・ 生活リズムカレンダー等を活用し、自分の生活習慣等について振り返った。
- ・ 強化週間に合わせ、各学校の実態に応じて、電子メディアとの付き合い方やSNSでの適切なコミュニケーションの取り方について考えた。
- ・ 強化週間の取組の実態を把握するため、抽出校においてアンケートを実施【別添「広島市における青少年問題の現状(資料編)」(6頁)】

② 取組期間

第1回：平成27年7月6日(月)～平成27年7月12日(日)

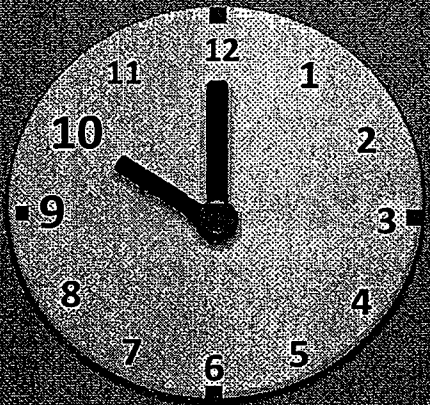
第2回：平成27年12月7日(月)～平成27年12月13日(日)

(3) 広島市PTA協議会の取組

「親の心得10か条」を作成・周知【別紙8(13頁)】

＼10オフ運動／ はじめようやー

広島市では、子どもたちを守るために
ケータイ・スマホについて、夜9時以降は送信しない
遅くとも10時までには電源を切る10オフ運動を始めます。

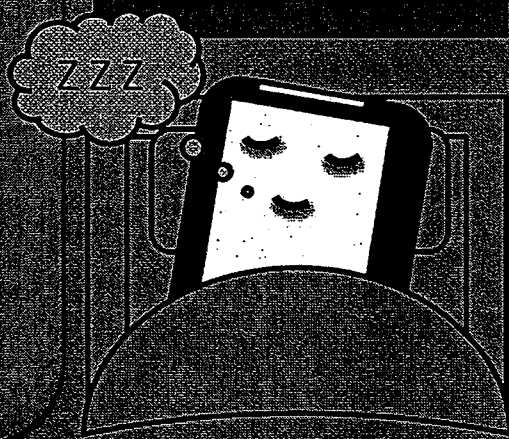
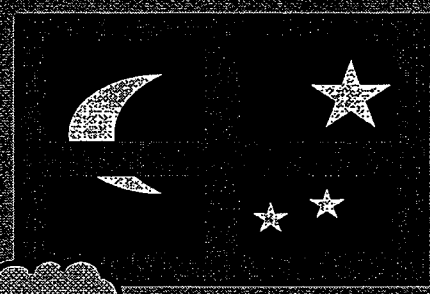


自分のため
相手のためを思って
夜9時以降は送信しない
10時までには電源オフ！

「我が家のケータイ・スマホの
ルール」をつくりましょう。

例 ◎時に電源オフ
食事中や会話中は使わない

- ◆ _____
- ◆ _____
- ◆ _____



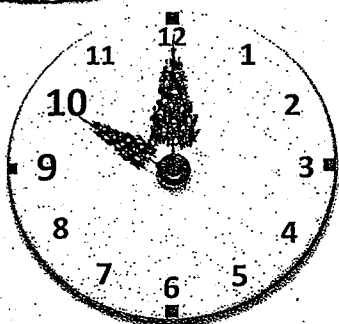
広島市教育委員会、広島市小学校委員会、広島市公立中学校委員会、広島市PTA協議会、広島市電子メディア協議会

10 オフ 運動

はじめようやー

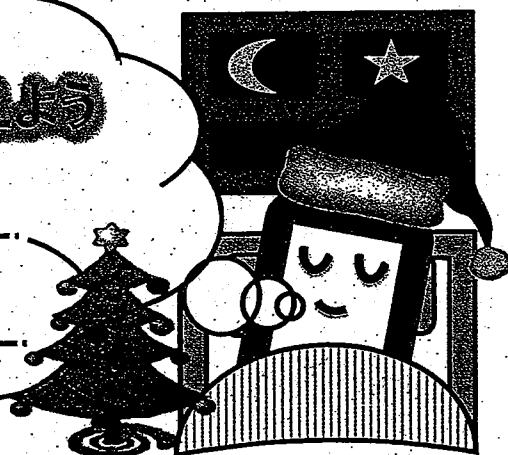
強化週間

12/7(月) ~ 13(日)



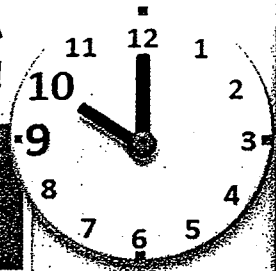
自分のため 相手のためを
思ってケータイ・スマホ等は
夜9時以降は送信しない
10時までには電源オフ!

この時間何に使うか考えよう



10 オフ 運動 /

夜9時以降は送信しない
10時までには電源オフ!



親の心得10か条

第1条

ケータイ・スマホ等の管理は
与えた親の責任です。

第7条

子どもに相談してもらえる
親になりましょう。

第2条

普段から子どもの様子を
しっかり見ましょう。

第8条

人を傷つける言葉はやめましょう。
その言葉を子どもがネットで使います。

第3条

家族で会話のできる時間を
つくりましょう。

第9条

子どもと決めたルール
親が守っている姿を見せましょう。

第4条

思いやりの気持ちを
教えましょう。

第10条 「我が家の1か条」

例：親も10オフを守りましょう。

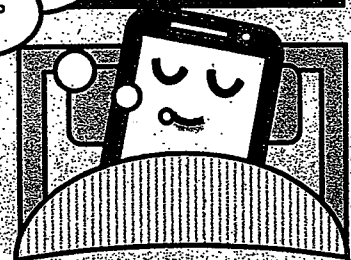
第5条

何のために使うのか親子で
話し合いをしましょう。

第6条

ネットの危険性を親自身が
しっかり学び理解しましょう。

ご家庭で見えやすいところに
貼ってご活用ください。



ネットトラブルから子どもを守るために

3 いじめ問題への取組状況

(1) 現状・課題

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

いじめ問題への対応は、学校における最重要課題であり、家庭、地域や関係機関と積極的に連携を図ることが必要である。

【広島市立学校におけるいじめの認知件数】

（単位：件）

	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度
小学校	108	101	270	135	367
中学校	122	113	291	124	288
高等学校	3	3	13	3	24
合計	233	217	574	262	679

※ 平成25年度と比較して、いじめの認知件数は全体で417件増加

(2) 取組状況

ア 広島市の取組

広島市のいじめ問題への取組については、「広島市いじめ防止等のための基本方針」（平成26年3月策定）に基づいて実施している。

① 「いじめの未然防止」

- ・ 児童生徒の良質な人間関係づくりを促進する「子どもの人間関係づくり推進プログラム」の実施
- ・ 児童会・生徒会が主体となった、いじめの防止の取組の実施

② 「いじめの早期発見」

- ・ 定期的なアンケート調査や「学校環境適応感尺度」の実施
- ・ ネットパトロールの実施や「ふれあい相談窓口」の設置

③ 「認知したいじめへの適切な対応」

- ・ いじめ等の悩みを抱える児童生徒や保護者への支援を行うスクールカウンセラーの配置（市立全小・中・高・特別支援学校）
- ・ 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒や保護者への支援を行うスクールソーシャルワーカーの配置（各区の拠点校）
- ・ 問題行動を起こす児童生徒や保護者への支援を行う生徒指導支援員（警察OB）の配置

④ 「教職員の資質能力の向上」

- ・ 経験年数や職責に応じた体系的な研修の実施
- ・ 全小学校の生徒指導主事を対象とした集中研修（年間3.0時間）の実施

⑤ 「関係機関との連携」

- ・ 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置（いじめの防止等に関係する機関及

び団体の連携の強化)

- ・ 「広島市いじめ防止対策推進審議会」の設置（いじめの防止等の対策の推進状況についての専門的知見からの審議）
- ・ 「広島市PTA協議会」との連携による「いじめ撲滅プロジェクト」の実施

イ 広島市PTA協議会の取組

「いじめ撲滅プロジェクト」の実施

① 趣旨

携帯電話やスマートフォン等の情報端末は、近年、子どもたちの間にも急速に普及している。これらの情報端末は、正しく使えばとても便利であるが、使い方を誤ると人の心を傷つけ、いじめや仲間外れを助長する原因となり、その道具になる危険性を有している。

いじめや仲間外れをしないためには、子どもたちを取り巻く環境の変化に対応していく必要がある。情報端末との付き合い方について、子どもたち自らが考え意見交換し、そのことを子どもたちから発信していくべきだと考える。

これを実現するために、子どもたちを主体とした「いじめ撲滅プロジェクト」を、情報端末を使うときのルール作りをテーマとして実施した。〔平成28年2月7日（日）〕

② 目的

- ・ 情報端末を使ったいじめや仲間外れの撲滅
- ・ いじめや仲間外れは、その行為自体が犯罪となることの意識向上
- ・ 仲間を大切に、自分を大切にする気持ちの育成と人を思いやる感情の醸成

③ 参加者

広島市立中学校全65校（生徒会役員）120名

④ 主催団体等

主催：広島市PTA協議会

共催：広島市教育委員会

後援：広島市いじめ問題対策連絡協議会

⑤ 実施内容

- ・ 各校の取組発表
- ・ 研修会（講演「いじめとスマホ」）
- ・ 保護者取組発表（寸劇「あなたならどうする？」）
- ・ 分科会に分かれて協議・検討

【テーマ】A：ネットいじめをしないためには

B：ネット依存にならないためには

C：ネットトラブルに巻き込まれないためには

D：ネットマナーを守るためには

E：ネットいじめを見過ごさないためには

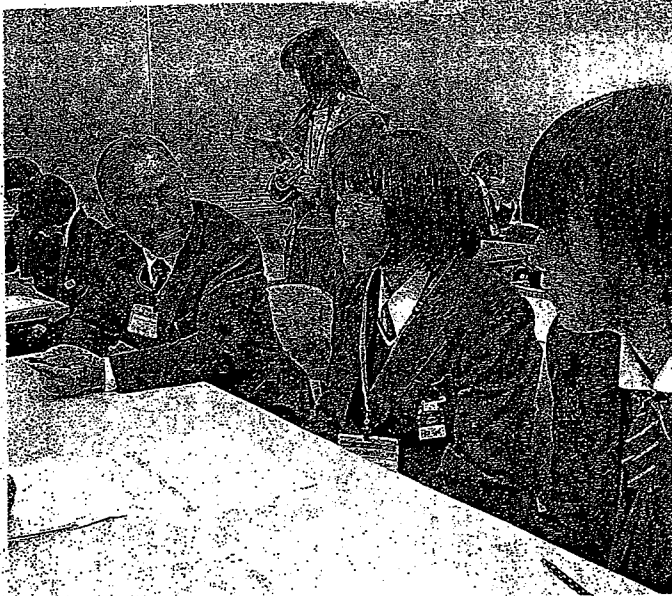
- ・ 共同宣言文の発表〔別紙9（17頁）〕

いじめ撲滅へ五つの宣言

65校の中学生ら議論・発案

いじめをなくすにはどうしたらよいか。撲滅への思いを中学生に考えてもらい宣言文にする「いじめ撲滅プロジェクト」が7日、広

島市中区の県庁Aビルなどであった。市立の全中学と特別支援学校の計65校が参加。約120人の生徒会役員らが集まった。

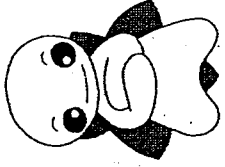


共同宣言文を考える生徒ら＝広島市中区大手町4丁目

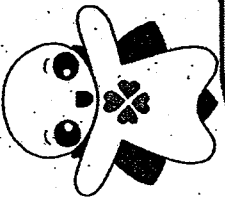
市PTA協議会と市教育委員会の共催。SNSや通信アプリを利用したいじめが増えていることから、「インターネットといじめ」をテーマにした。

生徒らは10グループに分かれて議論し、宣言文の案を作った。その後、グループの代表者が集まって意見を出し合い、「ネットの危険性を知り、責任を持って利用します」「興味本位の行動を自制し、個人情報を守り、個人情報を流しません」などの五つの共同宣言にまとめた。宣言は各学校に掲示するなどし、いじめをなくす活動に利用していくという。

市立観音中学生徒会長の藤本海君（2年）は「色んな人の考えを盛り込み、いい共同宣言ができた。学校みんなに広めていじめ問題を考えるきっかけにした」と話した。（泉田洋平）



いじめ撲滅プロジェクト共同宣言文



- 一つ、私たちは、ネットいじめをしないために、
自分の言葉に責任を持ち、何よりもみんなの笑顔を大切にします。
- 一つ、私たちは、ネット依存にならないために、
人との交流や熱中できるものを増やし、TPOを考え使用します。
- 一つ、私たちは、ネットトラブルに巻き込まれないために、
相手の気持ちを考え、興味本位の行動を自制し、個人情報を守りません。
- 一つ、私たちは、ネットマナーを守るために、
ネットの危険性を知り、相手の気持ちを考え、責任を持って利用します。
- 一つ、私たちは、ネットいじめを見過ごさないために、
信頼できる人に自分の思いを勇気を出して言葉で伝えます。

平成28年2月7日 広島市PTA協議会

広島市立中学校生徒会

いじめ撲滅プロジェクト

4 ひきこもり支援対策

(1) 現状・課題

ひきこもりは、様々な要因の結果として社会的参加を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態をいう。

ひきこもりは、家族の問題として抱え込んでしまうケースも多く、実態把握は難しい。内閣府が平成22年2月に実施した「若者の意識に関する調査（ひきこもりに関する実態調査）」によると、「ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事の時だけ外出する」者を含む広義のひきこもりは、全国で69.6万人と推計されている。

ひきこもりの長期化は、当事者の身体的並びに心理・社会的な「健康」に深刻な影響を与え、また、家族も見通しの立たない事態に大きな不安を抱えることになるため、当事者及び家族の来談をできるだけ早く実現し、必要に応じた対応を行うことが必要である。

【ひきこもりの全国推計人数：内閣府調査（平成22年2月実施）】

区 分		全国推計人数(万人)	
狭義のひきこもり	自室からほとんど出ない	4.7	23.6
	自室からは出るが、家からはでない	3.5	
	ふだんは家にいるが、近所のコンビニなどには出かける	15.3	
準ひきこもり	ふだんは家にいるが、自分の趣味に関する用事のときだけ外出する		46.0
広義のひきこもり（合計）			69.6

※ この調査結果から推計すると、広島県内では、広義のひきこもりは約1.5万人いるものと推計される。

(2) 取組状況

① 「広島ひきこもり相談支援センター」の設置【別紙10(20頁)】

概ね18歳以上の方の社会参加や自立を支援するため、電話相談、メール相談、来所による面接相談のほか、必要に応じて訪問等による相談を実施。また、相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるよう支援。

【広島県内に3か所設置】

- ・西部センター（安芸区以外の広島市を含む県西部地域を所管）
- ・中部・北部センター（安芸区を含む県中北部地域を所管）
- ・東部センター（福山市などの県東部地域を所管）

※ 西部センターについては、広島県・市が、「NPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSS」に運営を委託

【相談実績（広島市関係分：平成26年度）】

(延べ件数)

広島ひきこもり相談支援センター	電話	メール	来所	訪問等	合計
西部センター（安芸区以外の広島市）	751	1,165	1,037	271	3,224
中部・北部センター（安芸区）	40	3	41	4	88

【ひきこもりに関するその他の相談機関】

広島市青少年総合相談センター、広島市精神保健福祉センター、広島市発達障害者支援センターなど

② ひきこもりがちな青少年への支援事業

広島市が「NPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSS」に委託して実施

○ 目的

ひきこもりがちな青少年の自立を促進するため、就労体験やボランティア体験などの社会体験への参加を支援

○ 対象

高校生相当年齢以上概ね30歳程度までの者10名（公募）

○ 実施方法

受け入れ先と連携して、参加者一人あたり合計20回の社会体験活動（就労体験やボランティア体験等）と参加者面接を実施

○ 効果

毎年、参加者の状態に応じたきめ細やかな支援を実施し、就労・就学につながったり、アルバイトや求職活動を始めるなど、参加者のほぼ全員に前向きな改善が認められている。

【NPO法人青少年交流・自立・支援センターCROSSの活動内容】

ひきこもりがちな青少年が精神的にも経済的にも自立し、豊かな人生を送ることができるよう、その社会的自立に向けた以下の支援を行う団体

(1) ベース・ベース活動（広島市が運営費の一部を定額補助）

家から一歩安心して出ていける居場所の確保

行事、スポーツ、ミーティング等によるコミュニケーション、人間関係の再構築

(2) 地域活動支援センター Cross Road

作業（清掃、内職的作業）の提供、生活訓練（調理等）、パソコン指導等

障害者手帳、自立支援手帳または医師の意見書が必要

(3) 広島ひきこもり相談支援センター＝西部センターの運営（広島県・市からの委託事業）

社会的ひきこもりの方の支援活動

電話相談、メール相談、来所面接相談、訪問相談等

※ その他、広島市が「ひきこもりがちな青少年への支援事業」を委託

広島ひきこもり相談支援センター

ひきこもりとは、様々な要因の結果として、社会的参加（義務教育を含む就学、非常勤職を含む就労、家庭外での交遊など）を回避し、原則的には6か月以上にわたって概ね家庭にとどまり続けている状態のことをいいます。（厚生労働省ガイドラインより）

広島ひきこもり相談支援センターでは、県内にお住まいで、概ね18歳以上の方の社会参加や自立のお手伝いをします。

- 電話、来所または必要に応じて訪問等による相談に応じます。
- 相談内容に応じて他の適切な関係機関とつながるように支援します。
- 相談費用・・・無料　ただし、面接相談は予約が必要です。

広島ひきこもり相談支援センターは県内に3か所あります。

	西部センター	中部・北部センター	東部センター
所在地	広島市西区楠木町1丁目8-11	広島市安芸区中野東4丁目5-25-2F (Seno リバービレッジ内)	三原市小泉町4245
運営	特定非営利活動法人 青少年交流・自立・支援センター CROSS	社団法人広島県精神保健福祉協会	(サテライト型) 特定医療法人仁康会小泉病院
開所時間	月・水・木・金・土 9:00~18:00 (祝日を除く)	月・水・木・金・土 8:45~16:45 (祝日を除く)	火・金 9:00~17:00 (祝日を除く)
電話番号	082-942-3161	082-893-5242	0848-66-0367
E-Mail	soudan@qq.pref.hiroshima.jp ※メールでは、お住まいの市町(広島市の場合は区まで)をお知らせください。 原則として、1週間以内にご連絡いたします。緊急性の高い内容には対応できかねますのでご了承ください。 携帯電話をご利用の場合は、上記アドレスからのメールが受信できるよう設定してください。(初期設定で拒否となっている場合がありますのでご注意ください。)		
URL	http://cross-hiroshima.com/index.php/center	http://ww4.enjoy.ne.jp/h-mha/index2.html	http://www.jinkokai.jp/koizumi-hp/hikikomori/index.html
担当地区市(区)、町名	広島市(安芸区を除く)、大竹市、廿日市市	広島市安芸区、呉市、竹原市、三次市、庄原市、東広島市、安芸高田市、江田島市、府中町、海田町、熊野町、坂町、安芸太田町、北広島町、大崎上島町	三原市、尾道市、福山市、府中市、世羅町、神石高原町
MAP			
アクセス方法	JR 横川駅徒歩7分	JR 中野東駅徒歩10分 芸陽バス権現橋下車徒歩5分	芸陽バス池之内バス停徒歩3分